

修了証書の亡失・き損時等の取扱いに関する要領

1. 趣旨

大阪府知事の実施した研修又は大阪府知事が指定した機関による研修の修了証書の亡失・き損時等の取扱いに関しては、この要領の定めるところによる。

2. 交付に際しての取扱い

- (1) 修了証書を亡失し、又はき損し使用に耐えなくなった場合において、研修修了者本人より証明の願いがあり、当該研修を修了し修了証書の交付を受けた事実が確認できる場合には、大阪府知事は、別に定めるとおり、修了証書交付証明書又は修了者名簿記載証明書（以下、「証明書」という。）を研修修了者本人に対して交付するものとし、修了証書の再発行は行わない。

○修了証書交付証明書

大阪府が修了証書を交付したことを証するもの

○修了者名簿記載証明書

指定機関が修了証書を交付し、大阪府が管理する名簿に記載されていることを証するもの

なお、修了証書のき損により証明書を交付する際には、き損した修了証書を回収の上で廃棄するものとする。

- (2) 証明書の交付にあたっては、婚姻等を理由とする氏名の変更は原則行わないものとする。

3. 施行期日

この要領は、令和7年6月3日から施行する。